

東京大学大学院理学系研究科・理学部小柴ホール規則

制定：平成24年 3月 9日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京大学大学院理学系研究科・理学部小柴ホール（以下「ホール」という。）の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ホールは、学術研究の促進及び交流を広く図り、教育活動の振興に資することを目的とする。

(管理運営)

第3条 ホールの管理運営者は研究科長とする。

(使用)

第4条 ホールの使用者の範囲、使用料、その他使用に関し必要な事項は、別に定める。

(業務)

第5条 ホールに関する業務は、総務課総務チーム（総務担当）において処理する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。